

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

「こどもエコすまい支援事業」等の事業者登録について

標記について、国土交通省から周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

記

1. 概 要 「こどもエコすまい支援事業」等の事務局が公募により選定されるのは、令和4年12月中旬頃、事業者登録を受け付ける仕組みが整うのは令和5年1月頃となる見込みですが、各事業の活用を予定する場合に、できるだけ早期の着工が可能となるよう、こどもみらい住宅支援事業の事業者登録を受けている場合については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日」以降に着工したものが補助対象となります。
このため、現在、こどもみらい住宅支援事業への登録をしていない事業者で今後こどもエコすまい支援事業等を活用する可能性がある場合は、こどもみらい住宅支援事業の事業者登録を行うことをお勧めします。
2. 通知資料 (1)令和4年度補正予算(第2号)案に盛り込まれた「こどもエコすまい支援事業」(国土交通省)、「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」(経済産業省及び環境省)及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー促進事業費補助金」(経済産業省)の事業者登録について(令和4年11月16日事務連絡)
(2)こどもエコすまい支援事業等の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について(参考資料)
3. H P 「こどもエコすまい支援事業」等の事業者登録の取り扱いについて
<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/news/2022110801.html>

以 上

事 務 連 絡

令和4年11月16日

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

令和4年度補正予算（第2号）案に盛り込まれた「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）、
「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」（経済産業省及び環境省）及び
「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）の
事業者登録について

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度補正予算（第2号）案に盛り込まれた「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）、
「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」（経済産業省及び環境省）及び「高効
率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）（以下「こど
もエコすまい支援事業等」という。）については、いずれも、令和4年11月8日以降の契約締結
と、原則として、申請者（高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助
金においては申請代理者）である施工者又は住宅販売者等が事業者登録を申請した後の着工が、
補助を受けるための要件となっているところです。

これらの事業の事務局が公募により選定されるのは令和4年12月中旬頃、事業者登録を受け
付ける仕組みが整うのは令和5年1月頃となる見込みですが、各事業の活用を予定する場合に、
できるだけ早期の着工が可能となるよう、こどもみらい住宅支援事業の事業者登録を受けている
場合については下記により取り扱うこととします。

貴団体におかれましては、会員である団体や事業者へ周知いただきますよう宜しくお願いいた
します。

記

令和3年度補正予算に基づく「こどもみらい住宅支援事業」において事業者登録を受けている
者については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、こどもエコすまい支
援事業等の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、「こどもエコすまい支援事業
等の事務局開設日（令和4年12月中旬予定）（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申
請した場合は、その申請日）」以降に着工したものが、こどもエコすまい支援事業等の補助対象と
なります。（令和4年度補正予算（第2号）案の閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を
締結したものに限りません。また、補助金交付申請を行うためには、本事業の事務局が選定された

後、所定の手続きに従い、所定の書類（※）の提出が必要となります。）

このため、現在、こどもみらい住宅支援事業への登録をしていない事業者で、今後こどもエコすまい支援事業等を活用する可能性がある場合は、こどもみらい住宅支援事業の事業者登録を行うことをお勧めします。

（※）こどもエコすまい支援事業等の事務局が設置されたのち、登録申請書（こどもエコすまい支援事業等の登録規約への同意確認を含む。）の提出が必要となる予定。法人登記の登記事項証明書及び法人の印鑑証明（事業者が法人の場合）、事業主の印鑑証明（個人事業主の場合）、銀行口座の確認書類（通帳のコピー等）については、変更がない場合、再度の提出は不要となる予定。

（参考資料）こどもエコすまい支援事業等の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

<本事務連絡に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6704-5537

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

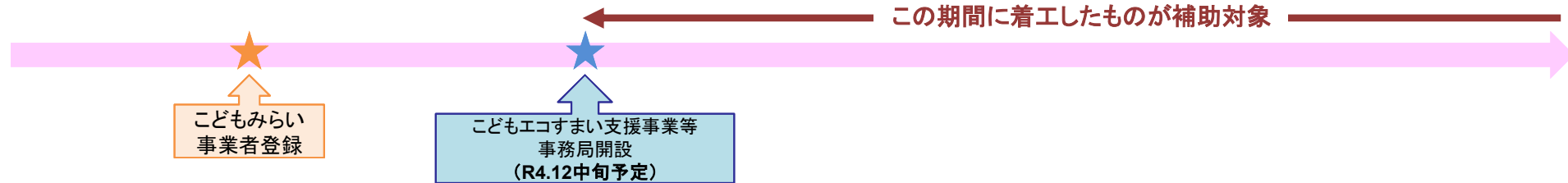
※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

こどもエコすまい支援事業等の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

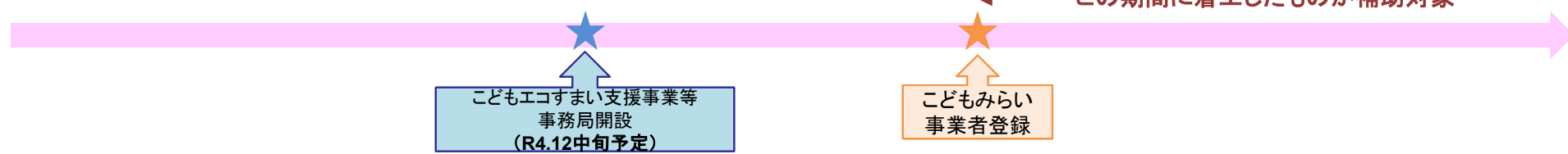
- 令和4年度補正予算(第2号)案に盛り込まれた「こどもエコすまい支援事業」(国土交通省)、「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」(経済産業省及び環境省)及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)(以下「こどもエコすまい支援事業等」という。)は、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、原則として、「事業者登録の申請日」以降に着工した住宅の新築・リフォーム工事が補助対象となります。
- ただし、令和3年度補正予算に基づくこどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事については、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、「本事業の事務局開設日(R4.12中旬を予定)(開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日)」以降に着工したものが補助対象となります。

① こどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 1) 「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以前にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合
 →「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降の着工が補助対象※

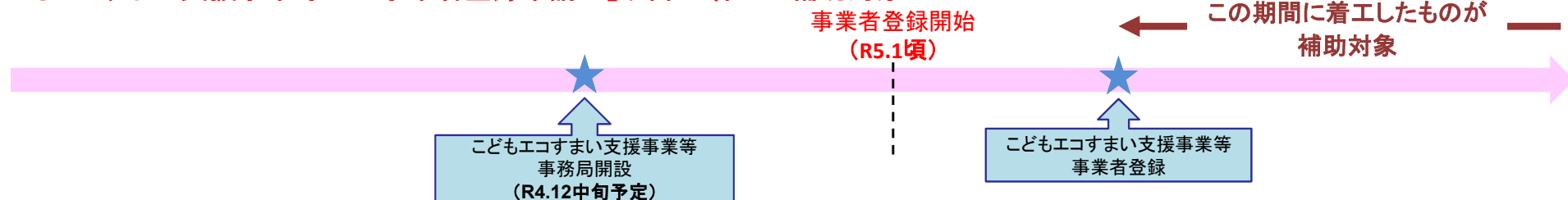


- 2) 「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合
 →「こどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



② こどもみらい住宅支援事業の登録事業者ではない者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 「こどもエコすまい支援事業等への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



※いずれも、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結したものに限る。